

あなたの「かわいい犬やネコ」は 迷惑をかけていませんか？

正しいマナーでペットを飼いましょう！

皆さんの家族の一員とも言える大切な犬やネコですが、気がつかないうちに周りの方に迷惑をかけていることがあるかもしれません。飼い主として「犬の放し飼い」「散歩中のフンの処理」「鳴き声」などのマナー違反に心当たりはありませんか？

マナーは家庭や地域で大人が子どもたちに教えていくものです。あなたの姿を子どもたちが見ている。みんなが住みやすい環境をつくるために、ペットの飼い方を考えてみましょう。

◆犬の登録をしていますか？

生後91日以上すべての飼い犬に登録が必要です。(登録は生涯1回限りです)
飼い犬が死亡した場合は、届け出が必要です。



◆狂犬病予防注射を受けていますか？

予防注射は1年に1度です。注射後、役場住民福祉課で注射済票を発行します。

◆リード（ひきづな）を放していませんか？

犬が苦手な人もいます。リードは必ずつけましょう。飼い犬のとっさの動きが思わぬ事故につながることもあります。飼い犬のためにも、リードを適切な長さに保ちましょう。



◆フンは必ず持ち帰りましょう！

一部の人はフンを放置しています。必ず持ち帰ってください。散歩に行く際は、ビニール袋・ティッシュ・スコップの他に、おしっこを洗い流すためにペットボトルに水を入れて持ち歩きましょう。

◆あなたの犬・ネコにも家族計画を…

捨て犬・捨てネコは犯罪です。飼い主の責務として終生飼養を心掛けてください。出産を希望しない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。
※最寄りの動物病院にご相談ください。

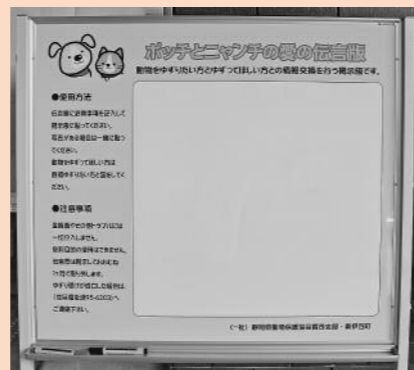


◆野良ネコにえさを与えないで！

ネコは捕獲できる法律的な根拠がありません。また、えさを与えることは無責任な行為です。不幸なネコを増やさないためにも絶対にやめましょう。

「ポッチとニャン子の愛の伝言板」 できました♪

役場2階正面玄関に「ポッチとニャン子の愛の伝言板」ができました。動物を譲りたい方と譲ってほしい方との情報交換を行う掲示板です。動物の新しい飼い主を募集できます。動物を譲りたい方も譲ってほしい方もぜひご活用ください。



問合せ先 賀茂保健所 電話 0558-24-2054
住民福祉課 地域係 電話 95-6203

国民健康保険被保険者証 10月1日から新しくなります

10月1日から有効の保険証を、9月下旬に世帯主の方宛に、普通郵便でお送りします。
国保加入中のご家族分を同封して送りますので、記載内容に誤りがないかご確認ください。新しい保険証は「ふじ色」です。今までの保険証（クリーム色）は、役場健康づくり課または熱川支所へお寄りの際に返還してください。



見本(表)

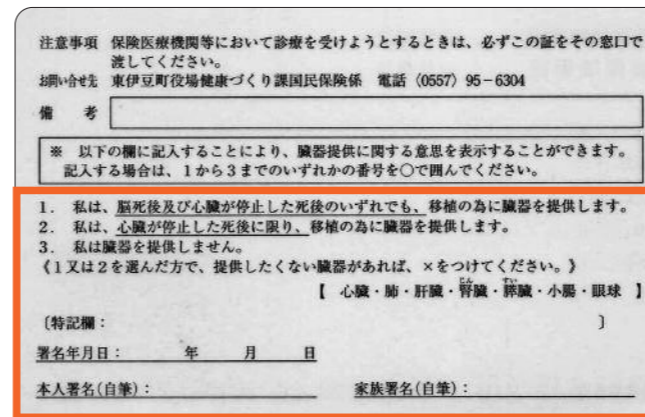
クリーム色 ⇒ ふじ色

◆臓器提供意思表示欄が保険証に設けられています

臓器を提供するかどうかは自分の意思で決められます。臓器を提供したいと思う方は、保険証裏面に意思表示欄を設けてありますので、記入をお願いいたします。

◆個人情報保護シール

臓器提供の意思表示に関わらず貼ってください。



見本(裏)

- 次に該当する場合はこの証を返還して下さい。
①被保険者の資格がなくなったとき
②退職被保険者若しくはその被扶養者となったとき
③後期高齢者医療を受けることができるに至ったとき
④転出する時
 - この証の記載事項に変更があった時は14日以内に、この証を添えて窓口はその旨を届け出て下さい。
 - 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- この個人情報保護シールは、臓器提供意思表示欄に記入した後、上から貼り付けて下さい。

個人情報保護シールはこちらへ

問合せ先 健康づくり課 国民保険係 電話 95-6304